

## 第5回本川流域水害対策協議会 委員意見に対する取組状況

	主な意見	意見に対する取組状況	資料
1	本川の河川整備について、早期完成に努めること。	【県（河川課）】 須方橋橋台工事における杭工事の難航等により、事業期間を令和10年度までに延伸。 引き続き、地元の協力を得ながら、河道拡幅工事の早期完成に努める。	資料-2 取組 No. 1 資料-3 2～3 ページ
2	排水ポンプや雨水貯留施設の整備については、内水被害の軽減のための取組であるため、早期完成に努めるとともに、外水への影響があってはならないため、本川の河川整備との整合を十分に図ること。	【市（建設課）】 本川流域の新たな排水ポンプ2箇所についてはすでに供用開始している。ポンプの運用規定については、本川の河川整備段階に応じた運転・停止基準のルール化を進めている。	資料-2 取組 No. 3 資料-3 5～6 ページ
3	地域住民の協力があり整備ができてきていることを念頭に置き、県・市・地域住民がコミュニケーションを取り、流域治水を推進していただきたい。	【県・市】 各取組の実施にあたり、地域住民に丁寧な説明をし、早期の治水安全度の向上に向け、各関係者と協働して着実に取組を進める。	—
4	雨水貯留施設の平常時の利活用について、地域に丁寧な説明を行いながら検討すること。	【市（建設課）】 2号調整地については、地元自治会や地域住民の意見も踏まえながら、施設の管理体制や活用方法について検討していく。地域のコミュニティの場として活用していきたい。	資料-2 取組 No. 6 資料-3 9 ページ
5	ため池の整備や山林の保全については、利水と治水の両立、通常の管理と水害を減らす対策との両立、これらの可能性を考えて取り組むこと。	【市（建設課）】 関係者と十分な調整を行いながら、バランスの取れた整備を図っていく。	資料-2 取組 No. 8、10 資料-3 10、11 ページ
6	立地適正化計画については、水害を考慮した計画へ見直しとなっており、引き続き流域治水の取組との整合を図ること。	【市（都市整備課）】 本川流域水害対策のハード整備後において、0.5m以上の浸水が残る箇所については、災害リスクの高い箇所として、居住誘導区域から除外し、安全な区域へ居住を誘導する見直しを行った。引き続き流域治水の取組との整合を図る。	資料-2 取組 No.14、15
7	土砂流出対策については、令和3年豪雨における浸水被害発生の要因となっていることから、浸水被害の軽減のための取組として非常に意義があり、継続して取組を進めること。	【県（森林保全課）】 土砂流出対策として、高下谷川上流域において、新規の治山堰堤の整備を計画しており、令和9年度の完了を予定している。 【市（建設課）】 普通河川の改修について、地元住民への丁寧な説明により、理解を深めながら、早期の事業効果発現を目指し取組を進める。	資料-2 取組 No. 2、13 資料-3 4、12 ページ